2　平成二十九年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

［削る］

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　平成二十九年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

2　平成二十九年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

3　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から平成二十八年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から平成二十八年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から平成二十八年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項又は第十七条の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税

2　平成二十八年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法の特例）

第十五条の二　平成二十八年度に限り、熊本県に存するゴルフ場に係るゴルフ場利用税交付金の基準額は、第三十七条の五の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額の合計額とする。

算式

$A \times B \times 0.942 \times \alpha$

算式の符号

A　地方税法第103条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の4月1日現在のゴルフ場に係る1人1日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に192を乗じて得た額

B　総務大臣が調査した前年の3月1日からその年の2月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の3月31日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の1日当たりの数（当該ゴルフ場が2以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、1人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　ゴルフ場利用税交付金に係る特例率として総務大臣が通知した数

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　平成二十八年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

2　平成二十八年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

3　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から平成二十七年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年度から平成二十七年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から平成二十七年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項又は第十七条の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税